

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第37準備書面 (過失と慰謝料算定について1)

2014(平成26)年11月10日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

原告らの被告東京電力準備書面(10)に対する反論及び平成26年9月26日付求釈明書に対する回答は、以下の通りである。

第1 被告東京電力準備書面(10)に対する反論

被告東京電力の主張は、要するに「本件事故は予見不可能な事故であるため、過失の有無の審理は実質的に必要がなく、慰謝料算定要素とする必要がない。」とするものである。

しかしながら、かかる主張は本件訴訟の審理対象である被告東京電力の過失の有無の結論を先取りし、かつ本件事故に関して予見可能性が存しないとの誤った前提に立つもので失当な主張である。

本件事故は予見可能なものであり、過失の存在は、民法709条に基づく請求に係る責任原因としてはもとより、被告東京電力の非難性として慰謝料算定要素

とすべきである。

第2 平成26年9月26日付求釈明書第1の4に対する回答

原告らは、慰謝料算定において過失に該当するという規範的判断の必要性、規範的評価が加えられることによる慰謝料額の差異の有無、具体的予見可能性がない場合に結果回避可能性を慰謝料算定の考慮要素とし得るか否かについて、いずれも肯定的に考えているが、現在、不法行為法の研究者に対して協力を要請しており、詳細な主張はその回答を待ち、追って行う。

なお、裁判所より平成26年9月26日付求釈明書第1の4に対する回答について、平成26年11月26日との提出期限が設定されているが、前回の口頭弁論期日において申し上げた通り、協力頂ける学者からの回答の時期によっては、かかる期限を徒過する可能性があるためご容赦頂きたい。

以 上